明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門の指定する件（文部科学一七三）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人国立美術館入札、特定計量器型式承認関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五六
会社その他
会社決算公告　五七

告示

○文部科学省告示第百七十三号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門として、次に掲げるものを指定したので、告示する。なお、平成二十五年文部科学省告示第百二十五号（技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件）は、廃止する。

平成二十六年十一月十八日

文部科学大臣　下村　博文

技術士法第三十一条の二第二項に規定する大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものは、次の表の上欄に掲げる大学その他の教育機関における課程をそれぞれ同表の中欄に掲げる修了年月以降に修了した者について同表の上欄に掲げる当該課程とし、同法第三十二条第二項に規定する課程に対応する技術部門は、同表の上欄に掲げる当該課程についてそれぞれ同表の下欄に掲げる技術部門とする。

大学その他の教育機関における課程			
大学その他の教育機関	課程	修了年月	技術部門
北海道大学	工学部土木工学科（平成二十四年三月以前修了のものに限る。）	平成十五年三月	建設部門
	工学部資源開発工学科	平成十六年三月	資源工学部門
	工学部建築都市学科		建設部門
	工学部環境社会工学科資源循環システムコース	平成十七年四月	資源工学部門
	工学部環境社会工学科土木系コース（平成二十四年三月以前修了のものに限る。）		建設部門
	工学部環境社会工学科建築都市コース		
室蘭工業大学	工学部機械システム工学科昼間コース	平成十七年三月	機械部門
	工学部建設システム工学科土木コース		建設部門
	工学部電気電子工学科昼間コース	平成十九年三月	電気電子部門
	工学部応用化学科	平成二十年三月	化学部門
	工学部材料物性工学科材料工学コース	平成二十一年三月	金属部門
	工学部情報工学科昼間コース		情報工学部門